

森ノ宮医療大学 奨学研究寄付金に関する規程

平成24年7月24日制定

平成25年10月22日改定

平成27年11月24日改定

平成28年1月19日改定

平成29年4月1日改定

令和4年11月22日改定

令和6年1月23日改定

(目的)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）における奨学研究寄付金の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「奨学研究寄付金」とは、本学において研究の助成を目的に受入れる寄付金をいう。

(受入れの条件)

第3条 奨学研究寄付金の受入れは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学における職務に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限る。

(受入制限)

第4条 奨学研究寄付金は、次の各号のいずれかに該当するもの、または、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人）からの寄付はこれを受け入れない。

- (1) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与することとされているもの
- (2) 寄付金の使途について、寄付者が会計検査を行うこととされているもの
- (3) 寄付金による教育研究の結果得られた知的財産、その他これらに準じる権利を寄付者に譲渡し、または使用させるもの
- (4) 寄付申込後、寄付者がその意思により、寄付金の全部または一部を取り消すことができるもの
- (5) 寄付金を受け入れることにより、新たな財政負担を伴うことになるもの
- (6) その他本学の教育研究に支障があると認められるもの

(奨学研究寄付金の種類)

第5条 本学が受け入れる奨学研究寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般奨学研究寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付し、それを受けて本学が使途を特定するもの

- (2) 特定奨学研究寄付金 使途があらかじめ特定された寄付金であり、次に掲げるもの
- ① 使途特定奨学研究寄付金 寄付者が寄付の申込みにあたり、あらかじめ使途を特定するもの
 - ② 募集特定奨学研究寄付金 本学が募集にあたり、寄付金対象事業、寄付金額、募集の方法および手続き、募集期間等の募集計画を作成し、あらかじめ使途を特定するもの

(奨学研究寄付金の受け入れ申請)

第6条 奨学研究寄付金を本学に寄付しようとする者は、別に定める奨学研究寄付金申込書により行うものとする。

(受入れの可否及び通知)

第7条 学長は、前条の申請があった場合、奨学研究寄付金の受入れの可否を決定する。

2 学長は、受諾の場合は、奨学研究寄付金受入受諾書および奨学研究寄付金振込依頼書を寄付者に通知する。

(管理経費)

第8条 寄付者から寄付された奨学研究寄付金のうち10%を本学の管理経費とする。

(奨学研究に要する経費)

第9条 奨学研究寄付金の支出は、寄付の趣旨に沿って行うものとし、次の各号に掲げる経費に支出することができるものとする。

- (1) 研究に使用する本学の施設及び設備の維持・管理に必要な通常経費
- (2) 謝金、旅費、備品・消耗品費等の研究遂行に必要な直接経費

(使途の変更)

第10条 奨学研究寄付金の残額が著しく少額になった等により、奨学研究寄付金の使途を変更する場合は、学長の承認を得るものとする。

(移し替え)

第11条 本学は奨学研究寄付金により研究を行う職員（以下「研究担当職員」という。）が本学以外の機関へ転出する場合、学長が寄付の目的の達成に特に必要と認めるときは、研究担当職員が転出する機関へ奨学研究寄付金を移し替えることができる。

2 本学は、研究担当職員が他の機関から本学に転入する場合で、当該機関から奨学研究寄付金の移し替えの申し出があったときは、奨学研究寄付金の移し替えを受けることができる。

(奨学研究寄付金の返還)

第12条 奨学研究寄付金は、返還しない。

(適用除外)

第13条 本学は次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程の一部を寄付者に対し、適用しないことができる。

- (1) 寄付者が国、政府関係機関、地方公共団体または国際機関である場合
- (2) 学長が特別な事情により適当と認めた場合

(事務所管)

第14条 奨学研究寄付金に関わる事務所管は、大学事務局総務課ならびに研究支援業務担当部署とする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、奨学研究寄付金の取扱いに関して必要な事項は、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は平成24年7月24日から施行する。
- 2 この規程は平成25年10月22日から施行する。
- 3 この規程は平成28年1月19日から施行する。
- 4 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は令和4年11月22日から施行する。
- 6 この規程は令和6年1月23日から施行する。